

人口の高齢化、とくに労働人口の低下傾向にある EU にあって、移民の「統合」は、持続可能な経済、競争力の実現のために必要とされる。現在の EU 加盟諸国には、約 3,240 万人の外国人が居住し、その 2/3 が第三国国民であり、EU 総人口の約 4%を占める。

今日の移民「統合」の概念は、少なくとも EU のレベルにおいて、単に労働力を確保するためではなく、EU の社会により積極的に移民を受け入れるための「多角的なプロセス」であるとされている。たとえば、合法的に居住する移民とその家族は、人権の保障や社会的排除や貧困からの自由を保障され、一定の権利について EU 市民との同等の取扱いを受ける。

本報告では、こうした統合の理念を明記した 1999 年のタンペレ欧州理事会に基づいて定められた指令のうち、とくに 2003 年の第三国国民の長期居住資格に関する指令（2003/109/EC）を取り上げ、関連する最近の欧州司法裁判所の先決裁定を紹介した。

同指令は、加盟国に 5 年以上合法的に居住する第三国国民を対象とし、長期居住資格を取得した最初の加盟国において、一定の権利が EU 市民と平等に取り扱われることを保障している（11 条）。また長期居住資格を得た者は、条件付きとはいえ、同資格を取得した加盟国以外の第二の加盟国でも 3 ヶ月以上の居住資格が与えられ、やはり一定の権利が EU 市民との平等待遇を受け、労働も許可される（14 条、19 条、21 条）。

2012 年 10 月 18 日の欧州司法裁判所先決裁定（Singh 事件）は、インド国籍でオランダに入国した後、居住許可の更新を経て 5 年以上居住している第三国国民（Singh 氏）に対して、加盟国から期限付の居住許可を得ていることは、長期居住資格の取得を妨げないとした。2003 年の上記指令の実施状況は加盟国ごとに異なり、許可証が期限付きであることを理由に第三国国民に長期居住資格を認めない加盟国があるなか、このような判断は、欧州委員会が要求する「指令の実効性」を確保する先決裁定として評価できる。

また、2012 年 4 月 24 日の先決裁定（Kamberaj 事件）は、第三国国民に対する EU 市民との平等待遇原則について、同原則が適用される「社会保障、社会扶助、社会保護」に本件住宅扶助が含まれるとした。関連して欧州司法裁判所は、EU 基本権憲章 34 条 3 項が「十分な資力をもたないすべての人に品位ある生存を保障するよう、社会扶助および住宅扶助に対する権利を承認し、尊重する」と定めることを根拠に、同措置に対する EU 法上の義務が加盟国に課されること、そして 2003 年の上記指令が「社会保障、社会扶助、社会保護」の定義を「国内法」に委ねていても、それが憲章の規定によって限定づけられることを明言した（『貿易と関税』2012 年 12 月号所収、拙稿(EU 法の最前線第 152 回)参照）。

EU における第三国国民の地位は、長期居住資格保有者その他に関連して、今後も変化が予想される。EU 市民との関係を視野に入れつつ注視していきたい。